【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月12日
【会社名】	株式会社川島織物セルコン
【英訳名】	Kawashima Selkon Textiles Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　中西 正夫
【本店の所在の場所】	京都市左京区静市市原町265番地
【電話番号】	(075)741－4111（代）
【事務連絡者氏名】	経理部長　近藤 豊久
【最寄りの連絡場所】	京都市左京区静市市原町265番地
【電話番号】	(075)741－4111（代）
【事務連絡者氏名】	経理部長　近藤 豊久
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,226,354,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、平成22年11月12日付で四半期報告書を提出したことに伴い、平成22年11月１日付で提出した有価証券届出書について、当該四半期報告書を組込情報に追加し、必要な修正をするため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

２【訂正事項】

第三部 追完情報
第四部 組込情報

３【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部【追完情報】

（訂正前）
＜前略＞
３．最近の業績の概要について
＜以下省略＞

（訂正後）
＜前略＞
「３．最近の業績の概要について」の全文削除

第四部【組込情報】

（訂正前）
次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第85期	自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日	平成22年６月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第86期第１四半期	自 平成22年４月１日 至 平成22年６月30日	平成22年８月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織（ＥＤＩＮＥＴ）を使用して提出されたデータを開示用電子処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）Ａ４－１に基づき本届出書の添付書類としております。

（訂正後）
次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第85期	自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日	平成22年６月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第86期第２四半期	自 平成22年７月１日 至 平成22年９月30日	平成22年11月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織（ＥＤＩＮＥＴ）を使用して提出されたデータを開示用電子処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）Ａ４－１に基づき本届出書の添付書類としております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

株式会社川島織物セルコン
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　岡　田　在　喜　印

指定社員
業務執行社員　公認会計士　西　尾　方　宏　印

指定社員
業務執行社員　公認会計士　駿　河　一　郎　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社川島織物セルコンの平成21年４月１日から平成22年３月31日までの連結会計年度の第２四半期連結会計期間(平成21年７月１日から平成21年９月30日まで)及び第２四半期連結累計期間(平成21年４月１日から平成21年９月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社川島織物セルコン及び連結子会社の平成21年９月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第２四半期連結会計期間及び第２四半期連結累計期間の経営成績並びに第２四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１　上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２　四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月12日

株式会社川島織物セルコン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　尾　方　宏　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　駿　河　一　郎　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社川島織物セルコンの平成22年４月１日から平成23年３月31日までの連結会計年度の第２四半期連結会計期間(平成22年７月１日から平成22年９月30日まで)及び第２四半期連結累計期間(平成22年４月１日から平成22年９月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社川島織物セルコン及び連結子会社の平成22年９月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第２四半期連結会計期間及び第２四半期連結累計期間の経営成績並びに第２四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年11月１日開催の取締役会において、株式会社住生活グループとの業務資本提携、並びに同社を割当先とした第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分を行うことを決議し、同日業務資本提携契約書を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２ 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。